# 香川県中小企業ＢＣＰ策定専門家支援事業に係るＱ＆Ａ

（支援対象者）

Q－１　個人事業主は支援対象者になりますか。

A－１　対象になりません。

本事業の対象者は、県内に本社を有する中堅企業(*1)・中小企業(*2)及び県内に主たる事務所を有するその他の法人(*3)になります。

(*1) 中堅企業とは

本事業において中堅企業とは、会社のうち、資本金の額又は出資の総額（※）が 10 億円未満かつ中小企業でない企業とします。

(*2) 中小企業とは

本事業において中小企業とは、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とします。

(*3) その他の法人とは

次のいずれにも該当する公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、ＮＰＯ法人等が対象になります。

① 資本金の額又は出資の総額（※）が 10 億円未満であること

② 資本金の額又は出資の総額（※）が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること

③ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が個人又は①、②のいずれかを満たす法人であること

(※) 資本金の額又は出資の総額について

「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとします。

（支援内容）

Q－２　オンラインによる支援を受ける際の Web 会議システムについて、指定はありますか。

A－２　指定はありません。原則として、支援する専門家が使用する Web 会議システムにより行っていただきます。なお、円滑な支援を受けるために、専門家と事業者間で事前に視聴環境の確認等を行ってください。

Q－３　支援回数に上限はありますか。

A－３　支援回数は、一の事業者について同一年度につき３回を上限とします。なお、年度を越えて支援を受けることも可能ですが、一の事業者について合計で６回を上限とします。

（支援後の対応）

Q－４　支援を受けた後、いつまでにＢＣＰを策定すればよいですか。

Ａ－４　支援を受けた後の策定期限は設けていませんが、可能な限り速やかにＢＣＰを策定するよう努めてください。また、支援後のフォローアップのために、策定されたＢＣＰの提出をお願いしておりますが、企業機密に関する部分や個人情報に関する部分等については、適宜削除等をしていただいて差し支えありません。

（支援の可否決定）

Q－５　先着順で決定されますか。

Ａ－５　募集期間に申請があった場合、先着順で可否決定を行います。なお、募集期間中に予算がなくなった場合はその時点で募集終了となりますので、その際は次年度にまた申請ください。